

横浜市港湾施設使用条例の一部改正について（お知らせ） ～平成 30 年度から目的外使用料を改定します～

道路法施行令の改正施行による道路占用料の改定にあわせて、平成 30 年 4 月 1 日から港湾施設の目的外使用料（電柱や埋設管等の工作物設置に係る使用料）を改定します。

また、使用料を算出する際の基礎となる工作物の長さ等の端数処理方法を変更するとともに、使用料改定による急激な負担の増加を軽減するため、平成 30 年度使用料に限り経過措置を設けます。

1 使用料の改定について

改定する使用料については、「[港湾施設目的外使用料一覧](#)」を御覧ください。

2 端数処理方法の変更について

使用料を算出する際の基礎となる工作物の長さ等について、「小数点以下の端数切り上げ」から「小数点以下第 2 位未満の端数切り捨て」に変更になります。

※30 年度以降に使用許可申請を行う場合は、小数点以下第 2 位未満の端数を切り捨てた数量で申請ください。

例) 埋設管（外径 0.07m 未満）を 10.75m 使用している場合

	平成 29 年度	平成 30 年度
数 量	11m	10.75m
料金単価	92 円	110 円
使用料額	1,012 円	1,182 円

3 経過措置について

平成 30 年度使用料額は、使用物件ごとに算出した前年度の使用料額と比較して、1.2 倍を超える場合には、経過措置として 1.2 倍の使用料額になります。

例) 電柱（第三種）を 2 本使用している場合

	平成 29 年度	平成 30 年度
数 量	2 本	2 本
料金単価	5,100 円	6,300 円
使用料額	10,200 円	12,600 円
経過措置判定額		12,240 円

← 10,200 (H29 使用料額) × 1.2

<説明>上記の例では、改定後の料金単価で算出した平成 30 年度使用料額（12,600 円）が、経過措置判定額（平成 29 年度使用料額の 1.2 倍（12,240 円））を超えているため、経過措置の適用を受け、平成 30 年度使用料額は 12,240 円になります。なお、平成 31 年度使用料は経過措置の適用はございませんので 12,600 円になります。

港湾施設目的外使用料一覧

目的外使用許可(条例第12条第1項第20号)		平成29年度使用料(～H29.3.31)		平成30年度使用料(H30.4.1～)			
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物を設ける場合	第一種電柱	1本につき1年	2,500円	1本につき1年	3,000円		
	第二種電柱		3,800円		4,700円		
	第三種電柱		5,100円		6,300円		
	第一種電話柱		2,200円		2,700円		
	第二種電話柱		3,500円		4,400円		
	第三種電話柱		4,800円		6,000円		
	その他の柱類		220円		270円		
	共架電線その他上空に設ける線類		1年1mまでごとに		22円	1mにつき1年	27円
	地下電線その他地下に設ける線類				13円		16円
	地上に設ける変圧器等の工作物	1個につき1年	2,200円	1個につき1年	2,700円		
	地下に設ける変圧器等の工作物	1年1㎡までごとに	1,300円	1㎡につき1年	1,600円		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,400円	1個につき1年	5,400円		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,800円		2,300円		
	広告塔	1年1㎡までごとに	11,000円	1㎡につき1年	12,000円		
	その他のもの		4,400円		5,400円		
地下埋設物を設ける場合	埋設管	1年1mまでごとに	外径が0.07m未満	1mにつき1年	110円		
			外径が0.07m以上0.1m未満		160円		
			外径が0.1m以上0.15m未満		240円		
			外径が0.15m以上0.2m未満		330円		
			外径が0.2m以上0.3m未満		490円		
			外径が0.3m以上0.4m未満		650円		
			外径が0.4m以上0.7m未満		1,100円		
			外径が0.7m以上1m未満		1,600円		
	その他の工作物	1月1㎡までごとに	本牧ふ頭、山下ふ頭、大さん橋ふ頭、大黒ふ頭及び南本牧ふ頭地区	1㎡につき1月	160円		
			その他の地区		150円		
上空工作物を設ける場合	標識	1本につき1年	3,500円	1本につき1年	4,400円		
	旗ざお	1本につき1日	催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	120円		
			その他のもの		1,200円		
	幕	1日1㎡までごとに	催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設けるもの	1㎡につき1日	120円		
			その他のもの		1,200円		
	アーチ	1基につき1月	5,500円	1基につき1月	5,800円		
	その他の上空工作物	1月1㎡までごとに	本牧ふ頭、山下ふ頭、大さん橋ふ頭、大黒ふ頭及び南本牧ふ頭地区	1㎡につき1月	160円		
その他の地区			150円				
太陽光発電設備又は風力発電設備を設ける場合		1年1㎡までごとに	4,400円	1㎡につき1年	5,400円		
つり上げクレーン、ひさしその他これらに類する工作物を設ける場合		1年1㎡までごとに	3,900円	1㎡につき1年	3,900円		
自動販売機を設ける場合		1月1㎡までごとに	1,000円	1㎡につき1月	1,000円		
催事、集会その他これらに類する行事に際し、露店、商品置場その他これらに類する施設を一時的に設ける場合		1日1㎡までごとに	110円	1㎡につき1日	120円		
工事用施設その他これに類する施設を設ける場合		1月1㎡までごとに	1,100円	1㎡につき1月	1,200円		
回転翼航空機の場外離着陸場として使用する場合	着陸料	1機1回につき	最大離陸重量が1トン以下	1機1回につき	1,000円		
			最大離陸重量が1トンを超え6トン以下のもの		2,000円		
	停留料 (停留時間が1時間を超えるとき、1時間を超える時間について)	1機1時間までごとに	6トンを超える重量1トンごとに	1機1時間までごとに	2,000円に1トンまでごとに1,000円を加算	2,000円に1トンまでごとに1,000円を加算	
					500円	500円	